

指定ごみ袋のサイズ・仕様等について

昨年2月の審議会において、①7リットルよりも小さいサイズの導入、②指定ごみ袋の仕様（バイオマスプラスティック導入）の2点について審議いただき、①の課題については、引き続き検討することとされ、②はバイオマスプラスティック導入することとされました。

1. 指定ごみ袋のサイズについて

平成30年10月から指定ごみ袋制を導入し、「45リットル」・「30リットル」・「15リットル」・「7リットル」の4種類を作成しています。近年の各サイズの使用されている割合は次のとおり。

(◎)年度別各サイズの割合 (単位：%)

	45ℓ	30ℓ	15ℓ	7ℓ
平成30年度	34.5	27.5	21.7	16.3
令和元年度	32.6	29.2	22.7	15.5
令和2年度	31.8	28.6	23.6	16.0
令和3年度	32.7	28.7	23.6	15.0
増減(R3-H30)	△1.8	1.2	1.9	△1.3

注) 令和3年度は4月～8月末の実績値、割合の端数は45ℓで調整しています。

内容	7リットルより更に小さいサイズの導入
目的・効果	更に小さいサイズの導入により、ごみ減量化の促進を図るとともに、市民の多様化するライフスタイルやニーズに対応する。
概要	指定袋導入前後より、特に単身世帯を中心に7リットルよりも小さいサイズを望む声が多くあった。
事例	京都市(45、30、20、10、5リットル)、舞鶴市(90、45、30、20、10リットル)、亀岡市(40、30、20、10リットル)、福知山市(45、35、20リットル)、南丹市・京丹波町(約45、約35、約15リットル)、向日市(45、30、15、7リットル)、長岡京市(45、30、15リットル)、生駒市(45、30、15、7リットル)、西宮市(平袋:45、30、15リットル、取っ手付き袋:30、15、5リットル)
検討課題	7リットルは併売か廃止か。 サイズの追加となる場合、取扱店での対応や市での保管が可能か。

2. 指定ごみ袋の仕様について

国等の機関において環境に配慮した製品の調達を促す「グリーン購入法」の基本方針で、2020年2月に「プラスチック製ごみ袋」が新規品目として定められ、調達基準を満たすことは、国等の機関においては義務、地方公共団体においては努力義務とされ、環境省「プラスチック資源循環戦略」で、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げられております。

これらのことから、木津川市では令和3年度より、植物由来のポリエチレン（バイオマスポリエチレン）を10%以上使用したごみ袋を作成しています。納品時には、サイズに相当する水を入れて支障がないか等の検査も行っております。昨年度以前に作成された指定ごみ袋も多く流通している状況ですが、今年度作成分について特に問題があるといった指摘はありません。

他の自治体では、バイオマスポリエチレンの率を20%とされている団体もあり、強度等の問題もないことから、今後も引き続き以下の事項に配慮して指定ごみ袋の仕様を検討をしていきたいと考えております。

〔配慮事項〕

- 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。
- 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※参考

バイオマスプラスチックとは

「再生可能な生物由来の資源を原料にした」プラスチックで、見た目は通常のプラスチックと変わらず、トウモロコシや、サトウキビ、トウゴマなど、大部分の製品が植物の「非食用・非可食部分」から作られているもの